

第180回福島県都市計画審議会

日時：平成30年3月23日（金）14:00～

場所：福島テルサ3階大会議室 あぶくま

1. 都市計画案の概要

議案第2010号

相馬地方都市計画臨港地区の変更について

◇ 相馬港臨港地区

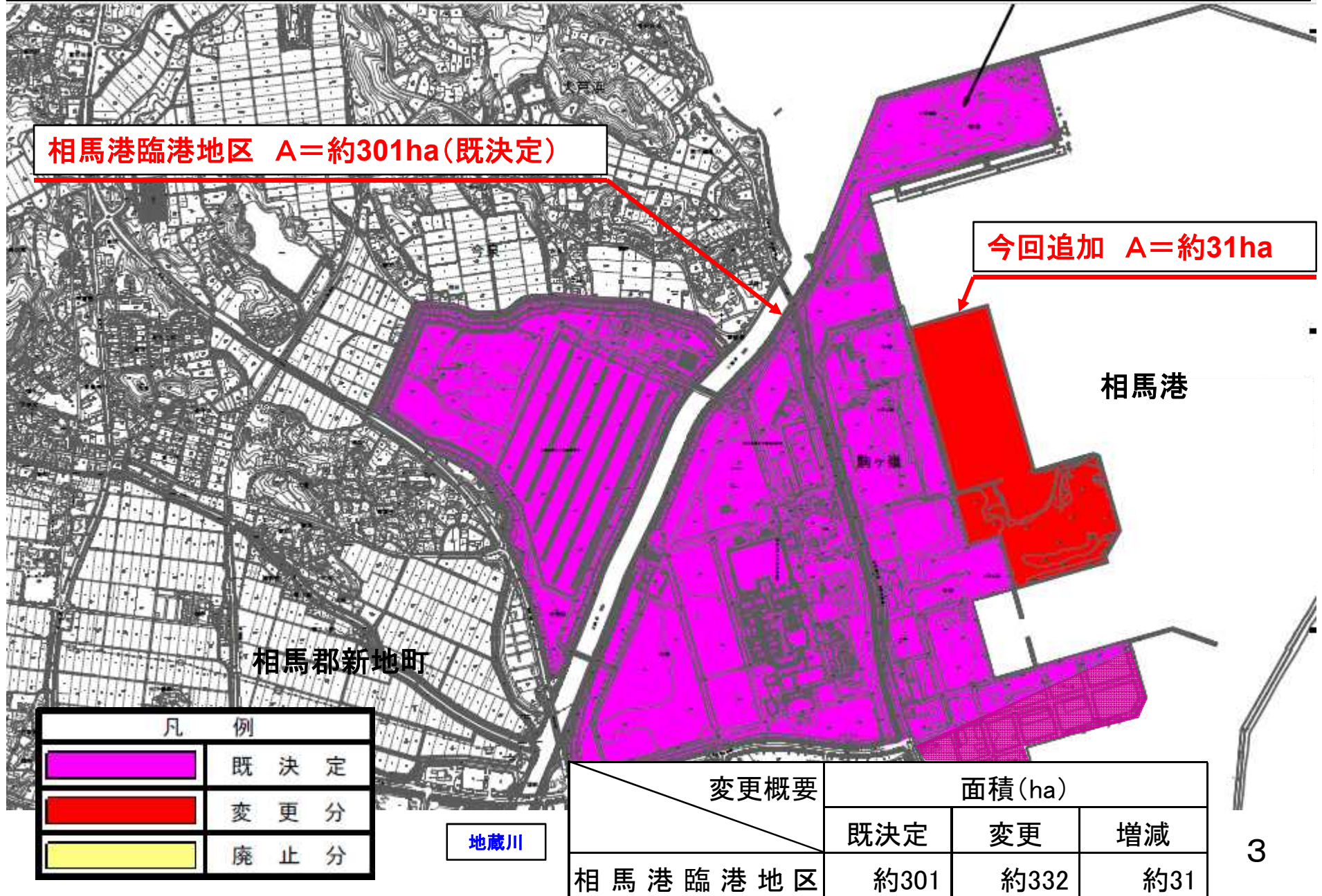
【臨港地区とは】

水域と一体的に管理運営する必要がある港湾の陸域であり、港湾法又は都市計画法（都市計画区域内のみ）に基づいて指定する地区。

理由

福島県が公有水面を埋め立てた土地である相馬港3号ふ頭地区及び4号ふ頭地区については、港湾として水域と一体的に管理運営する必要があることから、新たに都市計画臨港地区に含めようとするものです。

4. 臨港地区の変更



凡 例	
	既 決 定
	変 更 分
	廃 止 分

5. 現況写真



埋立造成理由

3号ふ頭地区

港湾背後地企業の物流効率化及び地震被害時の緊急物資輸送等の物流拠点とするために整備。

4号ふ頭地区

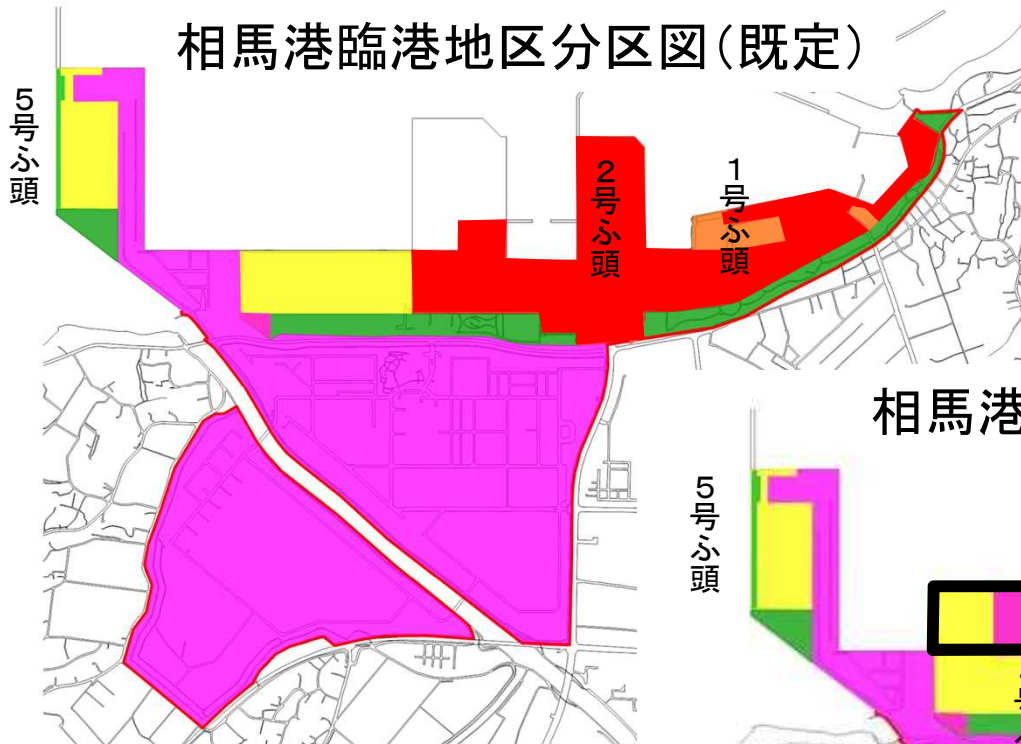
LNG受入基地建設に伴う用地造成。

LNG受入基地 (H30.2撮影)



(参考) 臨港地区分区の変更

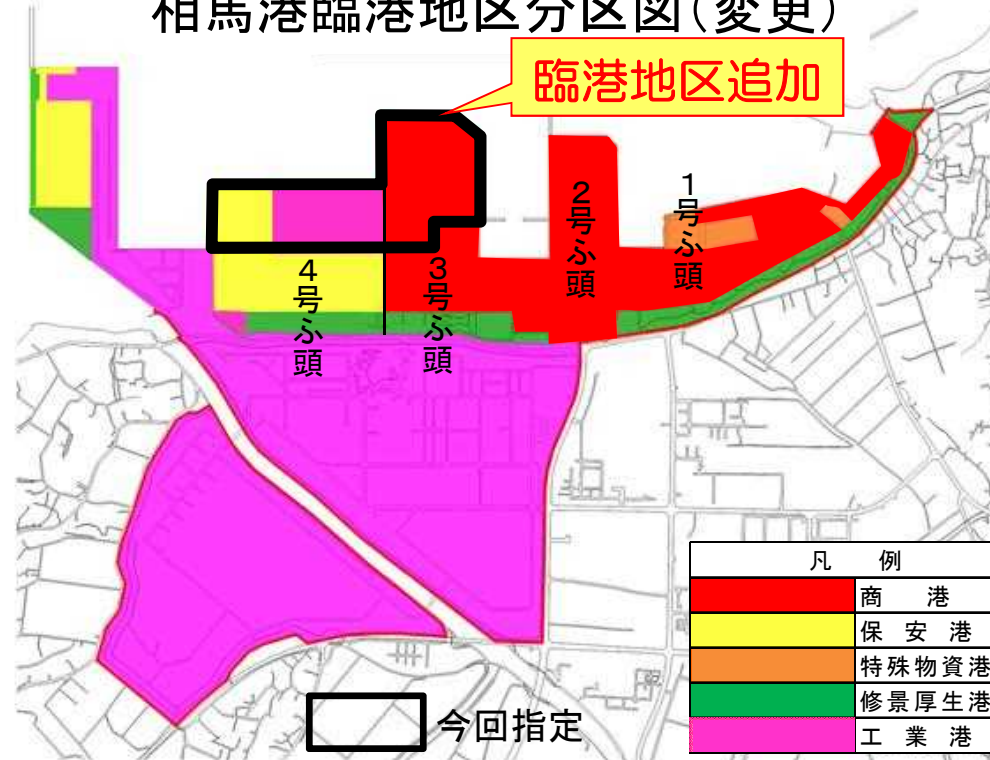
相馬港臨港地区分区図(既定)



【臨港地区面積】

変更前：約301ha
 変更後：約332ha
 増減：約31ha増
 増内訳：3号ふ頭約14ha
 4号ふ頭約17ha

相馬港臨港地区分区図(変更)



変更概要 分区	面積 (ha)		
	既定	変更(案)	増減
商 港 区	約60	約74	約14
保 安 港 区	約24	約30	約6
特 殊 物 資 港 区	約5	約5	0
修 景 厚 生 港 区	約21	約21	0
工 業 港 区	約191	約202	約11
計	約301	約332	約31

注：端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。